

伊勢原市庁用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故発生時における事故責任の明確化並びに犯罪捜査への協力による犯罪抑止力の強化を図るため、本市が庁用自動車にドライブレコーダーを設置するに当たり、その管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁用自動車 伊勢原市庁用自動車管理規則（平成7年伊勢原市規則第17号）第2条第1項に規定する庁用自動車をいう。
- (2) ドライブレコーダー 本市の庁用自動車に設置し、周囲の映像を記録する機器をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーにより撮影された映像及び音声（電磁的記録媒体に記録した情報を含む。）をいう。
- (4) 電磁的記録媒体 映像及び音声を電磁的方法により記録ができるハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。
- (5) 保存装置 パソコン等であって、映像及び音声の保存を行う装置をいう。
- (6) 統括管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを統括管理する者をいう。
- (7) 管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを管理する者をいう。
- (8) 操作取扱者 ドライブレコーダーを操作し、及びデータを解析する者をいう。

(プライバシーの保護)

第3条 データは、その記録が個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例9号）及び伊勢原市電子計算組織管理運営規程（平成12年伊勢原市訓令第3号）に従って、適正に取り扱わなければならない。

(統括管理責任者等)

第4条 ドライブレコーダー及びデータの管理運用を適正に行うため、統括管理責任者、管理責任者及び操作取扱者（以下「統括管理責任者等」という。）を置く。

2 統括管理責任者等の該当職員及び事務内容については、別表の掲げるとおりとする。

(ドライブレコーダー及びデータの操作等)

第5条 ドライブレコーダー等の操作等については、次のとおりとする。

(1) 庁用自動車の運転者は、その運転中ドライブレコーダーにより常時撮影し、これを録画するものとする。

(2) データの解析は、統括管理責任者が指定した保存装置に限定し、統括管理責任者等が行うものとする。

(データの保存期間)

第6条 データの保存期間は、原則として、電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとし、ドライブレコーダーを撤去したときは、ただちに電磁的記録媒体を物理的破壊によりデータを使用できない状態にし、廃棄するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき保管が義務づけられる場合

(2) 検察官、検察事務官又は司法警察職員（以下「捜査機関」という。）から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(3) その他証拠保存等に必要がある場合

(データの取扱い及び保管)

第7条 統括管理責任者は、データの取扱い等について、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) データは、電磁的記録媒体のみに保存し、加工又は複製しないこと。

(2) 統括管理責任者等以外のデータの検索、閲覧、複製及び持ち出しを禁止すること。

(3) 電磁的記録媒体にパスワードの設定をし、データの漏えい、滅失、損傷、改ざん及び不正利用を防止すること。

(4) ドライブレコーダー本体から取り外した電磁的記録媒体は、統括管理責任者が指定した鍵のかかる場所に保管すること。

(データの利用)

第8条 データの利用は、交通事故又はトラブル等の確認、分析及び原因究明に限るものとし、これらの目的以外に利用してはならないものとする。

(データの外部への提供)

第9条 データは次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部へ提供してはならない。

(1) 交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。

(2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査を目的として、文書により提供を求められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、法令に基づき文書により提供を求められたとき。

2 前項の規定により映像を外部へ提供するときは、次に掲げる事項を記録

し、保管しなければならない。

- (1) 外部への提供を行った年月日及びその時間
- (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
- (3) 目的及びその理由
- (4) 当該データの内容

3 第1項の規定によりデータを外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を順守させなければならない。

- (1) データは、加工又は複写せず、鍵のかかる場所に保管すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに映像の消去、電磁的記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

4 第1項の規定によりデータを外部へ提供したときは、伊勢原市個人情報保護審査会へ報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則 (令和2年3月30日告示第70号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職名	該当職員	事務内容
統括管理責任者	各庁用自動車を所管する課等の長	ドライブレコーダー及びデータを統括管理し、操作取扱者の指名を行うこと。
管理責任者	統括管理責任者が各庁用自動車を所管する課等の課員の中から指名した者	ドライブレコーダーの適正な管理運用を行うこと。
操作取扱者	統括管理責任者が各庁用自動車を所管する課等の課員の中から指名した者	統括管理責任者の指示によりドライブレコーダーを操作し、データの解析を行うこと。